

令和3年10月6日
文部科学省
健康教育・食育課

学校における抗原簡易キットの活用について

1. 大学、高校等への配布について

- 学校内で感染者が発生した場合に、早期に発見・対応するため、配布を希望する大学、高校、特別支援学校高等部等（※）に、抗原定性検査を簡便に実施できるキット（抗原簡易キット）を配布。
（※）大学、高等専門学校、専門学校、高校、特別支援学校高等部など
- 対象は、感染症の初期症状（咳、のどの痛み、発熱等）のある教職員及び学生・生徒
（注）抗原定性検査は、無症状者へ確定診断として用いることや濃厚接触者への検査に用いることは推奨されていない。
（注）教職員の立ち会いのもとで、鼻腔検体を教職員及び学生・生徒自ら採取。
- 富士レビオ㈱から寄付を受けた約45万回分のキットについて、7月末より配布。

2. 幼稚園、小・中学校等への配布について

- 最近の新規感染者数の増加を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校等（※）に、最大約80万回程度分の抗原簡易キットを9月上旬以降、各学校・教育委員会へ順次配布中。
（※）幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部）など
- 対象は、感染症の初期症状（咳、のどの痛み、発熱等）のある教職員及び児童生徒（小学校4年生以上）。ただし、基本的には教職員を対象とした使用を想定。
（注）児童生徒については、登校後に体調不良となった場合は、速やかに帰宅させ、医療機関の受診を促すことが原則である。キットの活用はあくまでそれを補完するもの。すなわち、児童生徒については、速やかに帰宅することが困難な場合や医療機関を直ちに受診できない場合等に使用。
（注）教職員の立ち会いのもとで、鼻腔検体を教職員及び児童生徒（小学校4年生以上）自ら採取。